

訪問リハビリテーション

サービス利用料 (要介護)

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合、その利用料は原則として厚生労働省が定めた額（所定単位数×1ヶ月の利用回数×10.17円）とし、利用者の負担額は「負担割合証」に基づきその1割～3割（所得により負担割合が違います）となります。

【サービス単位数】（1単位=10.17円）

要介護

利用料金	1日（40分）につき580単位
基本単位数（20分につき290単位）	20分につき290単位
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	△20単位/回 (所定単位数より減算)
サービス提供体制強化加算（※）	20分につき6単位 加算
※1回の訪問リハビリは40分を超えると20分毎に290単位加算されます。 ※1週間に利用できる回数は20分を1回として6回(120分)までです。	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	230単位/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	280単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算 (要介護認定日又は退院・退所日から3ヶ月以内)	1日につき 200単位加算
社会参加支援加算	1日につき 17単位加算

(※) 区分支給限度基準額には参入されません。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（名張市全域）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスの交通費については、通常の事業の実施地域を越える地点から自宅までの距離により交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額となります。

区分（距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1,000円
以下1km増すごとに100円を加算	

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。